

令和3年1月15日

保護者 様

流山市教育委員会
流山市健康増進部健康増進課

緊急事態宣言における協力要請について

令和3年1月7日、千葉県を対象地域に含む「緊急事態宣言」が、政府から発出されました。県内では連日数百人の新型コロナウイルス感染症の新規感染者の発表があり、この状況が続けば、医療体制がひっ迫し通常の医療が受けられなくなる恐れがあります。

現在、市民の感染者は、30～40歳代を中心に急激に増加しており、家庭内での感染が多くなっております。御家庭内でも、基本的な感染予防対策を徹底し、感染リスクの高い場所への不要不急の外出は自粛してください。

咳や発熱等、症状がある方は家の中でもマスクを着用し、可能な限り生活空間を分けるなど、家族に感染を広げないように気をつけましょう。症状がある場合には、出勤や外出をしないようにしてください。

発熱などの新型コロナウイルス感染症を疑う症状があり受診する場合には、必ず事前に医療機関に電話連絡をしてください。

○家庭内における新型コロナウイルス感染症の感染防止について

<https://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1000642/1000736/1028695.html>

○熱があるときは(かかりつけ医で診察を受けられないときに)

<https://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1000642/1000736/1026012.html>

再度のお願いとなりますが、下記の1～4の場合は、御家庭から学校に速やかに連絡を入れていただくようお願いいたします。兄弟や姉妹がそれぞれ小学校と中学校に在籍している場合には、両方の学校に連絡をお願いいたします。

1. 児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合。
2. 児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合(同居の御家族が感染した等)。
3. 同居の御家族が濃厚接触者に特定された場合。
4. 児童生徒等又は同居の御家族が濃厚接触者ではないが、医師や保健所の指示等でPCR検査等を受ける場合。

※ 2～4については、PCR検査等の結果が判明するまで、児童生徒等には自宅療養させ、登校を控えさせてください。この場合、欠席として扱われません。

あなたとあなたの大切な人を守るために、感染予防に取り組みましょう。